

オンライン診療で緊急避妊を行う場合の 要件について

オンライン診療で緊急避妊薬が処方される際の要件案

○ 緊急避妊にかかる前回の議論

前回の検討会においては、初診対面診療の例外として、緊急避妊を対象とすることについて議論したが、例外とする場合の課題について、有識者からも見解が示された。特に、適切な性教育や避妊法の指導を行うこと、内服確認を行うこと、避妊の成否確認を対面診療で行うこと、などがオンライン診療で緊急避妊に対処する際の要件案として挙げられた。

○ 緊急避妊におけるオンライン診療を行うに当たっての要件案(指針に記載する要件案)

緊急避妊をオンライン診療で行うことを、初診対面診療原則の例外とする場合、以下内容について、実施するための要件として指針内に明記してはどうか。

1. 緊急避妊薬をオンライン診療で処方する医師は、産婦人科専門医、あるいは事前に厚生労働省が指定する研修を受講することを必須とする。
2. オンライン診療で緊急避妊薬を処方する際は、緊急避妊薬内服後、避妊を失敗することや異所性妊娠の存在等も想定し、3週間後の産婦人科受診の約束を確実に行う。
3. 緊急避妊薬が処方される場合は、1錠のみとし、処方後内服の確認をしなければならない。
※調剤可能な薬局を示し、薬剤師の前で内服すること等、内服確認する方法を確立することが望ましい。
4. 処方する医師は、医療機関のウェブサイト等で、緊急避妊薬に関する効能(避妊成功確率など)、その後の対応の在り方、オンライン診療の受診後に薬が配送されるまでに要する時間(オンライン診療で受診可能な時間)、転売や譲渡が禁止されていること等を明記すること等。

オンライン診療で緊急避妊薬が処方される際の要件案

○ 緊急避妊におけるオンライン診療を行う医師（研修等に盛り込む内容案）

オンライン診療で緊急避妊に対応する医師は、下記を実施可能な医師のみとし、研修においては下記の内容を盛り込むこととしてはどうか。

1. 利用者が緊急避妊薬が必要か、あるいは既に妊娠していないか等を、月経等の情報からの確に判断し、緊急避妊薬の効果、成功率を伝達する
2. 利用者が性犯罪を受けた可能性がある場合、警察への相談を促すとともに、性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センターや婦人相談所における相談支援があること等も伝達する。18歳未満で性的虐待を受けた疑いがある場合は児童相談所に通報する。同時にカウンセリングを実施する。
3. 現在の流行状況を踏まえた性感染症のリスクを教え、問診による性感染症（梅毒、淋病、クラミジア等）のスクリーニングを行い、疑いがある利用者に対しては医療機関あるいは保健所への受診を適切に促す。
4. 緊急避妊はあくまで非確実な緊急用の避妊であり、特に複数回の利用者に対しては適切な避妊方法を推奨し、必要に応じて低用量ピルの使用を奨めること。

○ 緊急避妊におけるオンライン診療を行う医師の実態把握

1. 産婦人科専門医及び緊急避妊におけるオンライン診療を行うための研修を受講した医師に対して、定期的の実態調査を行う。
2. 実態を踏まえ、指針における記載内容を適宜見直すとともに、研修内容についても実態に合わせた内容に改訂を行う。

○ 要件案に対する考え方について

以上の内容について、オンライン診療で緊急避妊薬を処方するに当たっての要件とすることについてどう考えるか。